

## 香川県条例第8号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略					
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部					
種別		区分	単位	金額	種別		区分	単位	金額
1～584の7 略					1～584の7 略				
584の8 <u>要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率及び各部分の高さに関する特例許可申請手数料</u>		略			584の8 <u>要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例許可申請手数料</u>			1件	16万円
585～599 略					585～599 略				
備考 略				備考 略					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。